

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の
適正な設置及び管理に関する条例

手 引 書

令和8年1月

金 沢 市

環境局ゼロカーボンシティ推進課

目 次

1 条例制定の目的と概要【条例第1条】	1
2 条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備【条例第3条・規則第3条】	2
(1) 太陽光発電設備（建築物に設置される設備を除く）	2
(2) 風力発電設備	2
(3) 水力発電設備	2
(4) 地熱・バイオマス発電設備等	2
【条例該当チェック表】	2
3 発電設備設置区域の区分【条例第9条、10条、17条】	3
(1) 禁止区域	3
(2) 抑制区域	3
(3) その他の区域	3
【区域図】	4
4 手続きの標準的な流れ	5
【全体的なフロー】	5
【事前協議手続きフロー（抑制区域・その他の区域）】	6
【標識設置手続きフロー（抑制区域・その他の区域）】	6
【住民説明会手続きフロー（抑制区域）】	7
【許可申請の手続き（抑制区域）】	7
【住民説明会手続きフロー（その他の区域）】	8
【届出の手続き（その他の区域）】	8
5 許可の基準【条例第14条・規則第8条】	9

6 発電事業に変更が生じた場合の手続き【条例第15条、18条】	10
7 適正な維持管理について【条例第20条・規則第13条】	11
8 維持管理報告【条例第21条】	11
9 廃止時の届出【条例第22条】	12
10 地位承継の届出【条例第23条】	12
11 指導・助言・実地調査、立入検査【条例第26条～28条】	12
12 許可の取消、勧告、措置命令、公表【条例第16条、29条～31条】	13
(参考) 維持管理報告の電子申請について	14

1 条例制定の目的と概要【条例第1条】

本市では、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理のための基本となる事項等を定めることにより、市民の安全で安心な生活環境を確保し、かつ、自然環境・景観・生活環境等と調和した再生可能エネルギーの利用を推進するため、「金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を制定し、令和5年4月1日に施行しました。

本条例では、市内を3つの区域に区分し、対象となる再生可能エネルギー発電設備を設置する際のルールや必要な手続き等を定めています。

【凡例】 本手引書においては、法令等について下記の省略名で表記しています。

条例	金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年条例第38号）
規則	金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年規則第58号）
再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

【用語の説明】

再生可能エネルギー発電設備	再エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備
禁止区域	原則として再生可能エネルギー発電設備を設置できない区域
抑制区域	再生可能エネルギー発電設備を設置する際に市長の許可を受ける必要がある区域
その他の区域	再生可能エネルギー発電設備を設置する際に市長に届出を行う必要がある区域（禁止区域及び抑制区域を除く区域）
事業者	再生可能エネルギー発電事業を実施し、又は実施しようとする者
事業区域	再生可能エネルギー発電事業の用に供する一団の土地の区域
近隣関係者	(1) 事業区域がある（含まれる）町会の区域内の居住者、事業者 (2) 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者や占有者 (3) その他、影響を受けるとして市長が必要があると認める者

2 条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備【条例第3条・規則第3条】

(1) 太陽光発電設備（建築物に設置される設備を除く）

- 出力※が 20 キロワット以上の設備

(2) 風力発電設備

- 出力※が 20 キロワット以上の設備
- 支持部である支柱の高さが 15 メートルを超える設備

(3) 水力発電設備

- 出力が 100 キロワットを超える設備

(4) 地熱・バイオマス発電設備等

- 規模に関わらず全ての設備

※事業区域内に2つ以上の発電設備がある場合はそれらの出力を合算した出力

【条例該当チェック表】

種類	規模等	区域		
		禁止区域	抑制区域	その他の区域
太陽光	出力20kW以上	×設置不可	許可必要	届出必要
	出力20kW未満		条例対象外	
	建築物に設置するもの		条例対象外	
風力	出力20kW以上または支柱の高さが15m超	×設置不可	許可必要	届出必要
	出力20kW未満かつ支柱の高さが15m以下		条例対象外	
水力	出力100kW超	×設置不可	許可必要	届出必要
	出力100kW以下(マイクロ水力)		条例対象外	
地熱	規模に関わらず全て	×設置不可	許可必要	届出必要
バイオマス	規模に関わらず全て	×設置不可	許可必要	届出必要

他法令や条例等での規制や基準、手続きがある場合がありますので、本条例該当の有無を問わず、関係法令にしたがって計画を立ててください。

3 発電設備設置区域の区分【条例第9条、10条、17条】

(1) 禁止区域

人の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、以下の区域では、原則として再生可能エネルギー発電設備を設置することができません。

- ① 砂防指定地
- ② 保安林
- ③ 地すべり防止区域
- ④ 急傾斜地崩壊危険区域
- ⑤ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(2) 抑制区域

自然環境、景観、生活環境及び歴史的・文化的価値の保全の観点から、以下の区域において再生可能エネルギー発電設備を設置する際には、市長の許可を受ける必要があります。

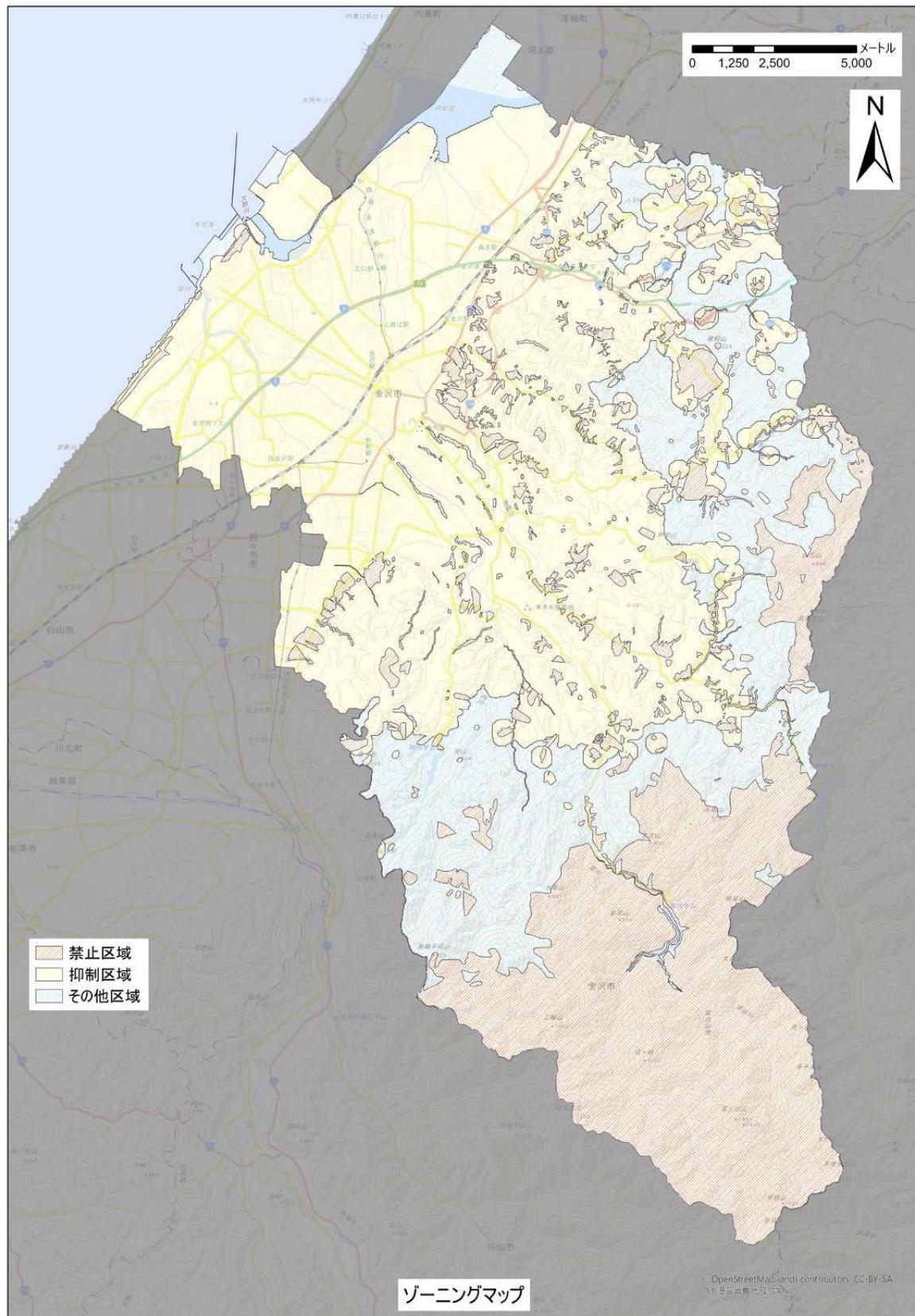
- ① 石川県自然環境保全地域
- ② 金沢市自然環境保全区域
- ③ 景観地区
- ④ 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域
- ⑤ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、風致地区
- ⑥ 宅地造成等工事規制区域
- ⑦ 文化財保護法に係る周知の埋蔵文化財包蔵地、国(指定・登録)史跡、名勝又は天然記念物※が存する土地の区域、伝統的建造物群保存地区
- ⑧ 石川県指定史跡、名勝又は天然記念物※が存する土地の区域
- ⑨ 金沢市(指定・登録)史跡、名勝、若しくは天然記念物※又は市認定歴史文化遺産の史跡、名勝、天然記念物※その他これらに準ずるもののが存する土地の区域

※天然記念物にあっては、区域又は位置が定められているものに限る

(3) その他の区域

生活や環境景観等に配慮した適正な整備及び運用のため、禁止区域・抑制区域を除く本市の区域内において再生可能エネルギー発電設備を設置する際には、市長に届出を行う必要があります。

【区域図】



金沢市まちづくり支援情報システムで任意の地点や範囲がどの区域に該当するか確認することができます。

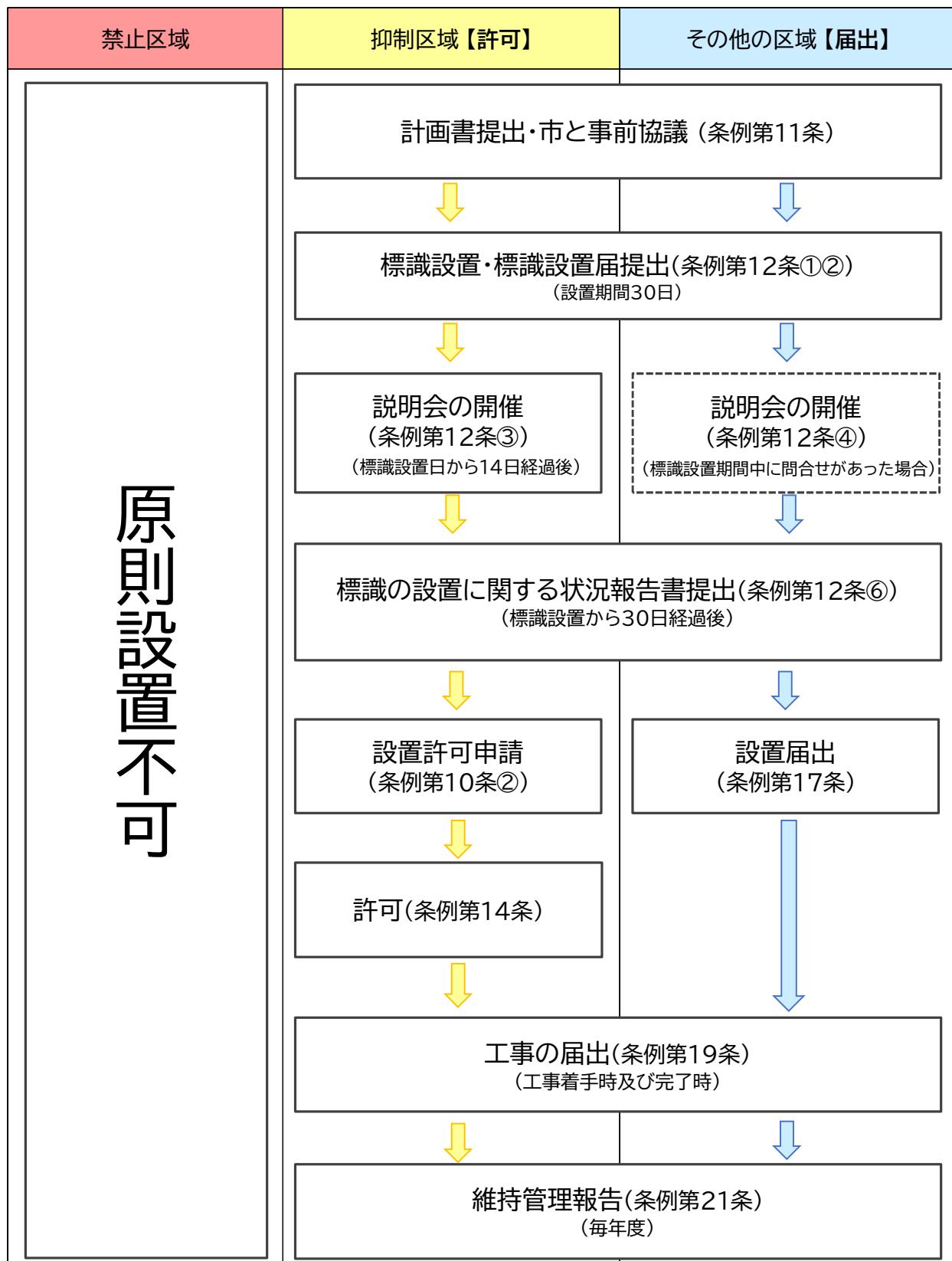
金沢市まちづくり支援情報システム

検索

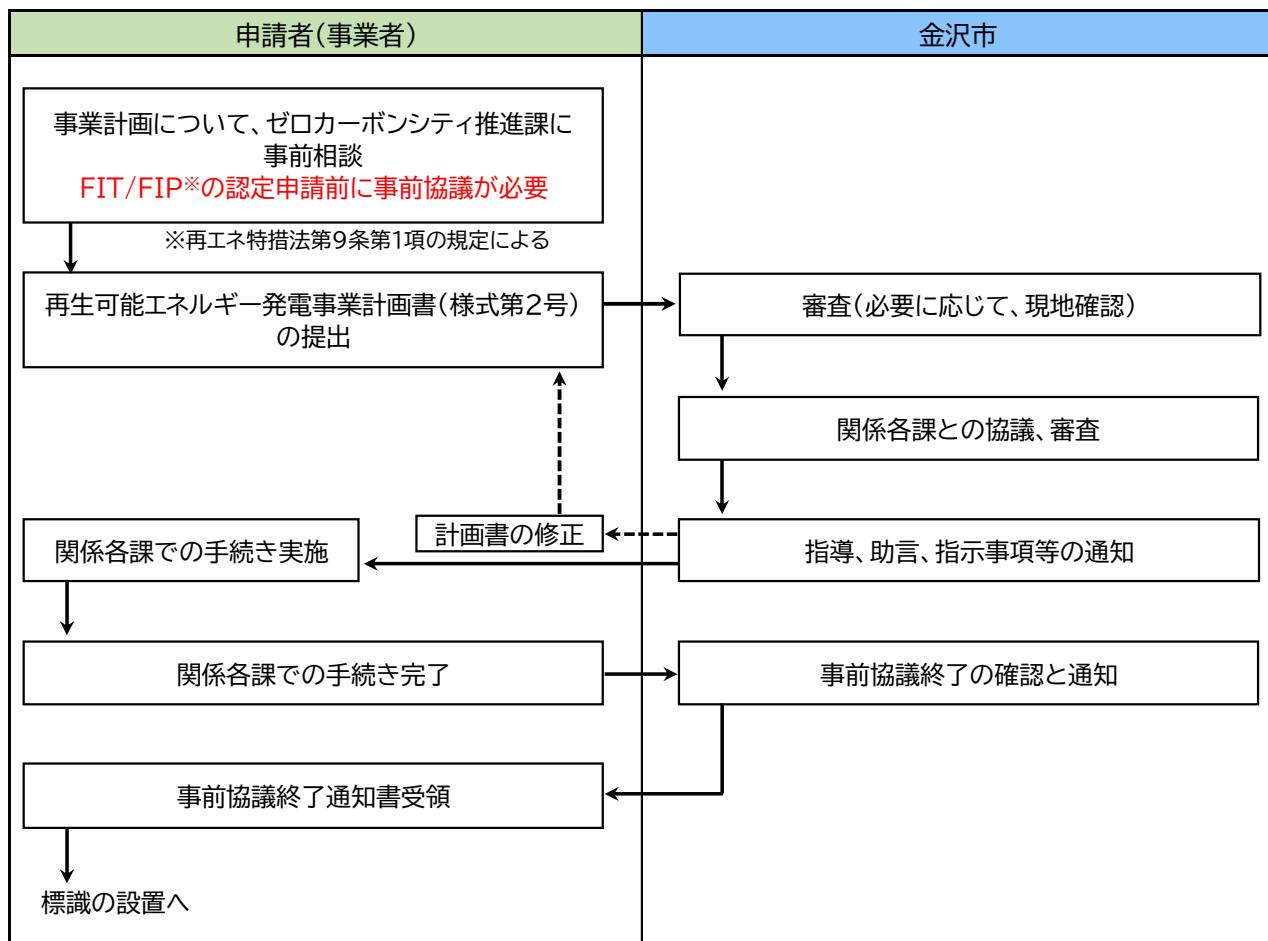


4 手続きの標準的な流れ

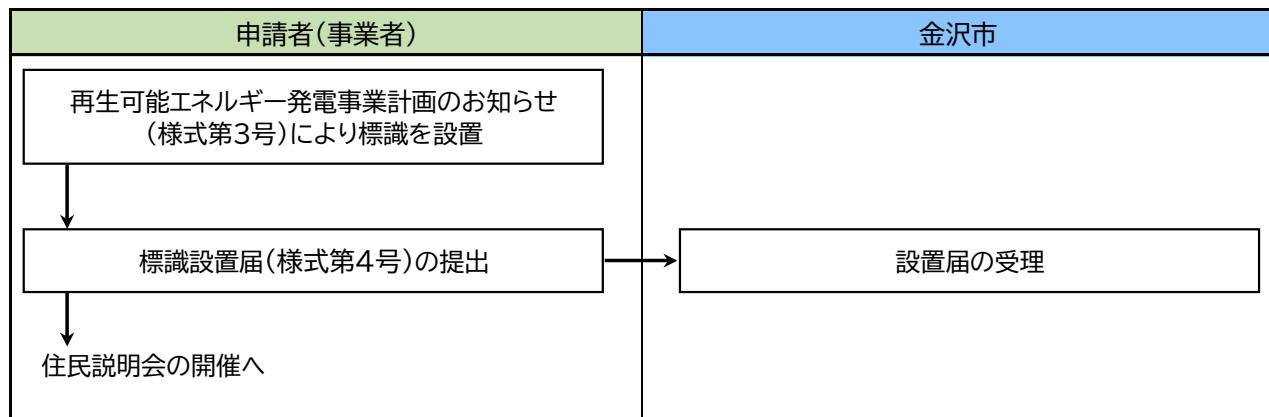
【全体的なフロー】



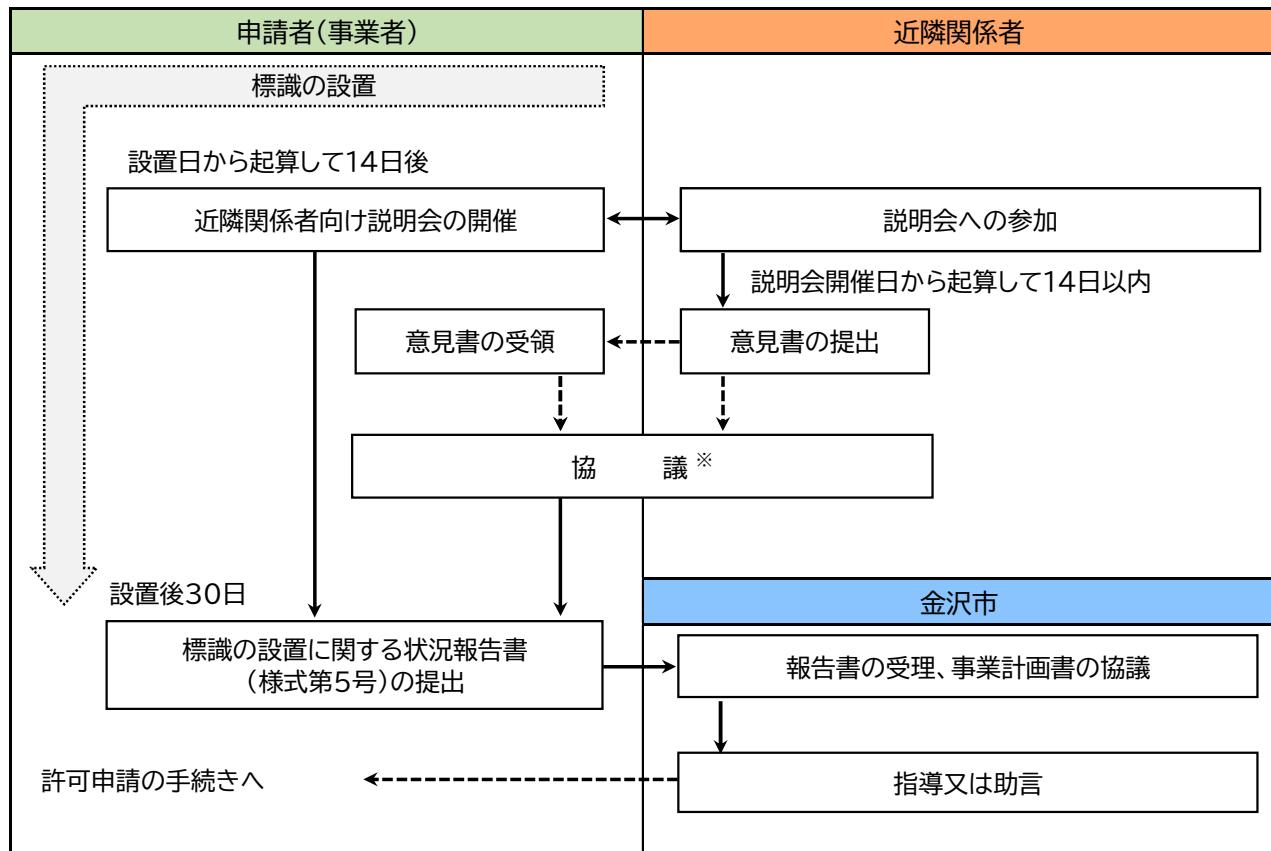
【事前協議手続きフロー（抑制区域・その他の区域）】



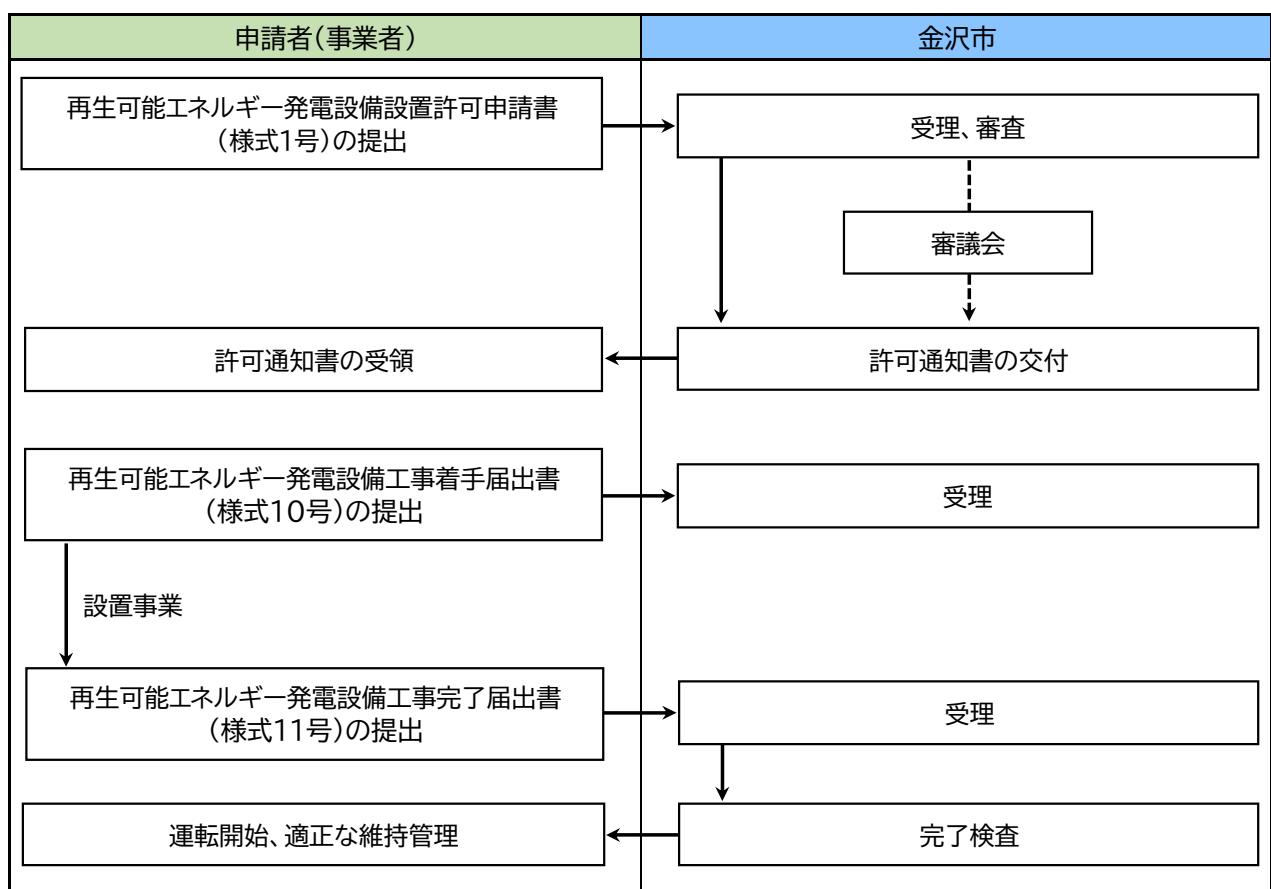
【標識設置手続きフロー（抑制区域・その他の区域）】



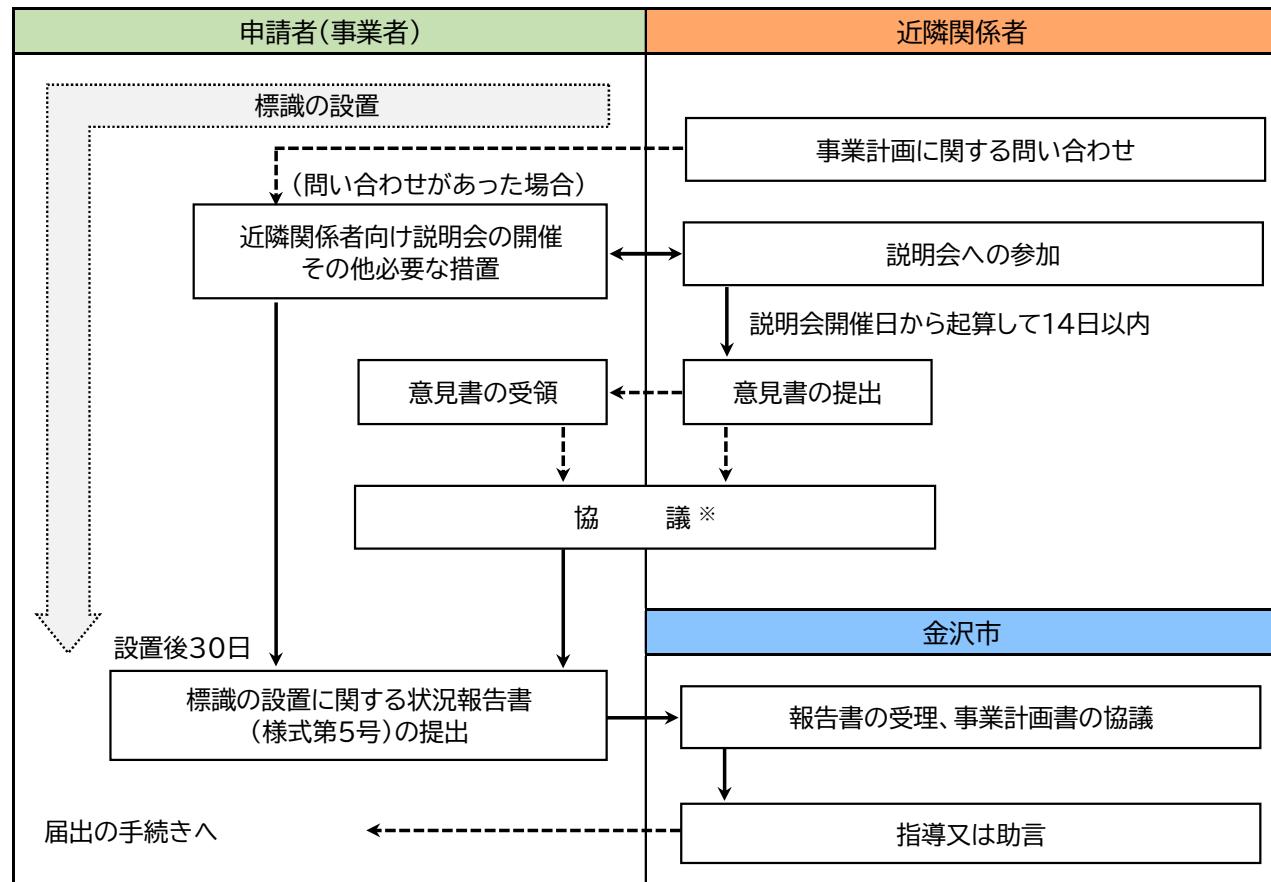
【住民説明会手続きフロー（抑制区域）】



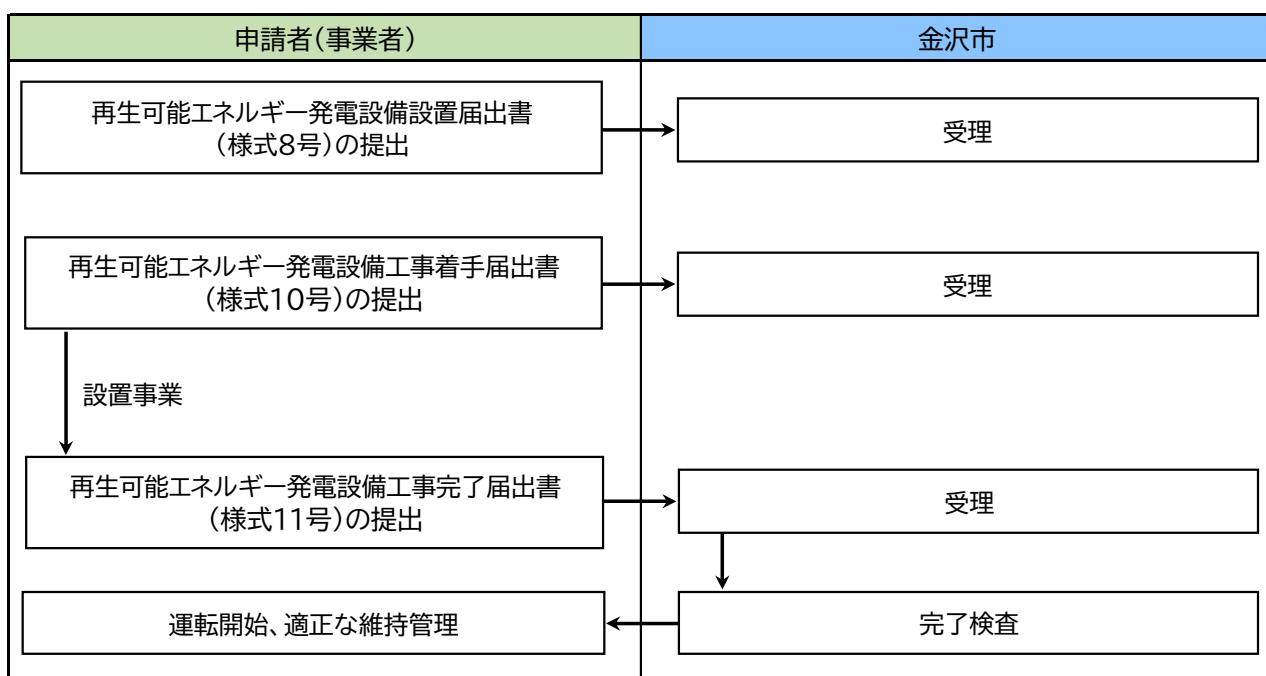
【許可申請の手続き（抑制区域）】



【住民説明会手続きフロー（その他の区域）】



【届出の手続き（その他の区域）】



5 許可の基準【条例第14条・規則第8条】

- (1) 事業区域に禁止区域を含まないこと。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備が電気事業法、再エネ特措法その他関係法令に適合していること。
- (3) 近隣関係者への周知等を適切に行っていること。
- (4) 自然環境、景観、生活環境等について以下の基準に適合していること。
 - ① 規則第4条各号に掲げる区域（下表参照）において設置する再生可能エネルギー発電設備が、当該各号に規定する法令に適合していること。

号	規則第4条各号の区域	該当	適合
1	ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第118条第1項の規定により指定された石川県自然環境保全地域の区域		
2	金沢市自然環境保全条例(平成5年条例第1号)第10条第1項の規定により指定された金沢市自然環境保全区域		
3	景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項に規定する景観地区の区域		
4	金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第10条第1項第1号に規定する伝統環境保存区域、同項第2号に規定する近代的都市景観創出区域及び同項第3号に規定する伝統環境調和区域		
5	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同項第7号に規定する風致地区的区域		
6	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域		
7(ア)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の区域		
(イ)	文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第132条第1項の規定により登録された史跡、名勝又は天然記念物(同法第110条第1項の規定により仮指定が行われたものを含み、天然記念物にあっては、区域又は位置が定められているものに限る。)が存する土地の区域(区域が定められている天然記念物にあっては、当該区域)		
(ウ)	文化財保護法第143条第1項に規定する伝統的建造物群保存地区の区域		
8	石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第31条第1項の規定により指定された石川県指定史跡、石川県指定名勝又は石川県指定天然記念物(区域又は位置が定められているものに限る。)が存する土地の区域(区域が定められている石川県指定天然記念物にあっては、当該区域)		
9	金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第5条第1項の規定により指定され、若しくは同条例第20条第1項の規定により登録された史跡、名勝若しくは天然記念物(区域又は位置が定められているものに限る。以下この号において同じ。)又は同条例第28条第1項の規定による認定を受けた史跡、名勝、天然記念物その他これらに準ずるもののが存する土地の区域(区域が定められている天然記念物及びこれに準ずるものにあっては、当該区域)		

- ② 事業区域内においてふるさと石川の環境を守り育てる条例第140条第1項の規定により指定された石川県指定希少野生動植物種その他希少な野生動植物の種として市長が定める種の個体が生息し、又は生育している場合は、当該石川県指定希少野生動植物種等の保護に配慮した事業計画となっていること。
- ③ 宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の規定が適用される再生可能エネルギー発電設備の設置については同項の規定による措置を、同項の規定が適用されないものについては同項に規定する技術的基準に相当する基準により再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う災害を防止するために必要な措置をそれぞれ講ずること。
- ④ 事業区域内の雨水その他の地表水を事業区域外へ直接流出させることができないよう必要な排水機能を有していること。
- ⑤ 排水施設の構造が、河川法（昭和39年法律第167号）又は下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく基準を満たすものであること。
- ⑥ 河川、水路、下水道その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、放流先への雨水その他の地表水の流出を抑制するための適切な施設が設置されていること。

6 発電事業に変更が生じた場合の手続き【条例第15条、18条】

設置許可を受けた事業者又は設置届出をした事業者が当該事業内容等を変更しようとすることは、あらかじめ変更許可又は変更の届出が必要です。事前にご相談ください。

7 適正な維持管理について【条例第20条・規則第13条】

(1) 維持管理に関する基準に従って、安全かつ良好な状態で維持するよう管理してください。

【維持管理に関する基準】

- ・保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し実施すること。
- ・災害の発生又は自然環境、景観、生活環境等の保全上の支障を防止するための対策が適正に実施されていること。

(2) 事故、自然災害等により設備等に損壊が発生し、又は設備等の周辺における自然環境、景観、生活環境等の保全に支障が生じた際は、速やかに当該設備等の復旧、又は支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告する必要があります。

(3) 災害時及び廃止後の措置について、以下のことを遵守してください。

災害時	<ul style="list-style-type: none">・自然災害等に伴う設備等の異常、破損等により、近隣関係者への被害が発生するおそれがある事象が発生した場合は、速やかに設備の状況の確認を行い、直ちに必要な措置を行うこと。・上記の実施方法について定めておくこと。
廃止後	<ul style="list-style-type: none">・設備を速やかに撤去すること。・設備の再使用又は再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。・発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。・事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生の防止並びに豊かな自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を行うこと。

(4) 発電事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、設備の維持管理並びに解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を確保する必要があります。

8 維持管理報告【条例第21条】

毎年度、設備にかかる維持管理の状況等について、市長に報告を行う必要があります。

【報告事項】

- ・前年度の維持管理の状況
- ・廃止した後の措置の方法
- ・廃止時等に要する費用の確保の状況
- ・前年度の発電量の状況

報告については

金沢市電子申請サービスを利用できます。
(巻末参考)



9 廃止時の届出【条例第22条】

- (1) 設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに届出する必要があります。
- (2) 設備が廃止されたときは、当該設備に係る設置許可及び変更許可はその効力を失います。

10 地位承継の届出【条例第23条】

譲渡、相続、合併などにより当該発電事業の全部を譲り受けた場合、譲受者等はその承継の日から30日以内に届出する必要があります。

11 指導・助言・実地調査、立入検査【条例第26条～28条】

指導または助言 (条例第26条、27条)

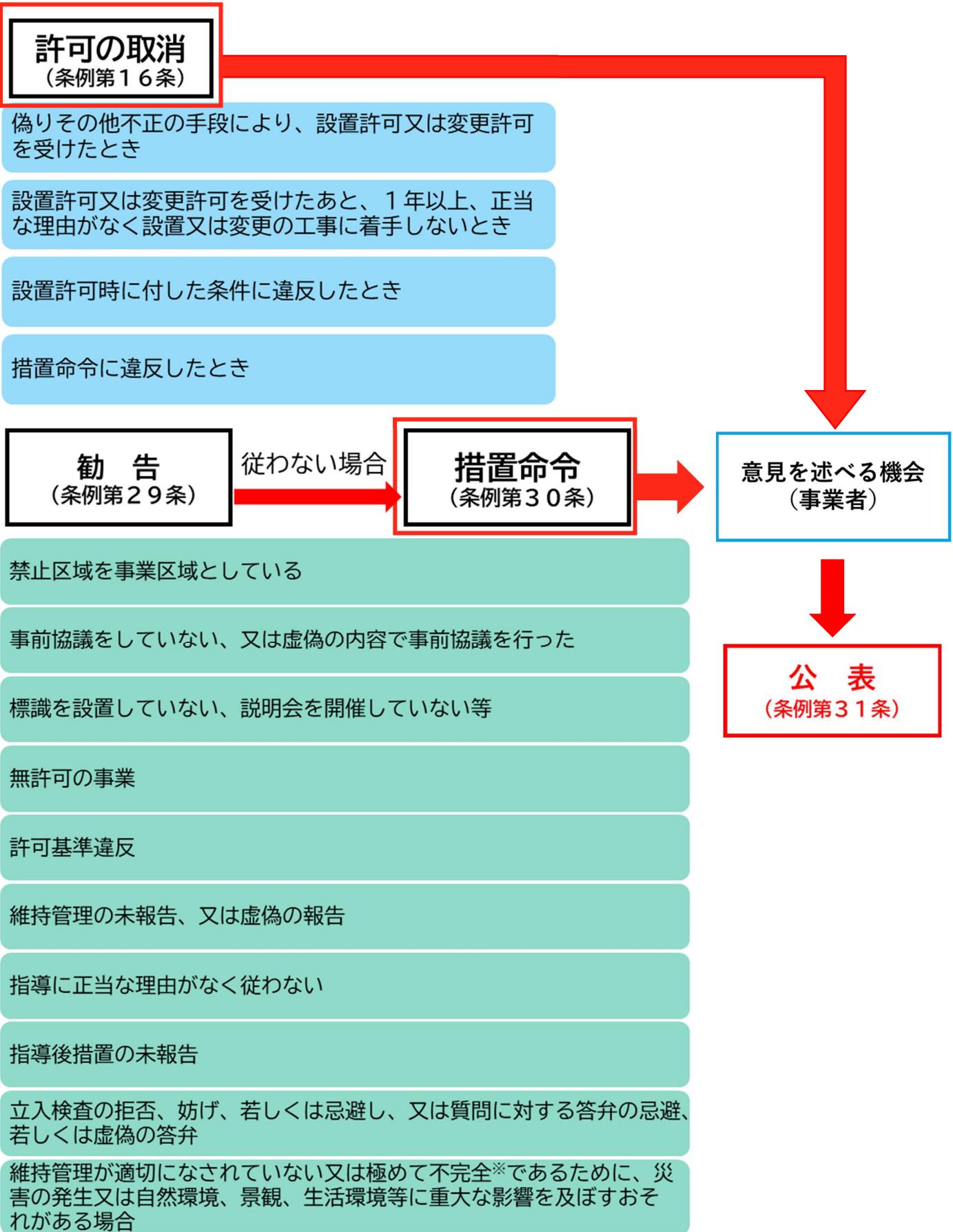
災害の発生又は自然環境、景観、生活環境等の保全上の支障を防止するため（必要があるとき）に行う

立入検査（必要時） (条例第28条)

指導又は助言により、講じた措置について報告（事業者）

実地調査（必要時） (条例第27条)

12 許可の取消、勧告、措置命令、公表【条例第16条、29条～31条】



※適切になされていない又は極めて不完全：

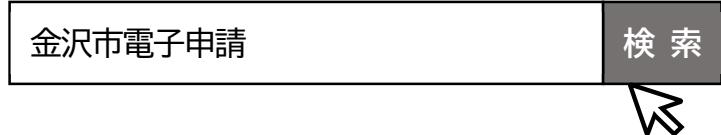
(例) 柵塀がない、管理不十分、構造強度不足、パネル飛散、施工不備による土砂流出など

(参考) 維持管理報告の電子申請について

金沢市電子申請サービスへのアクセス方法

【検索サイトから】

- ① Google、Yahoo!などの検索サイトで
「金沢市電子申請」を検索



- ② 金沢市電子申請
- くらしのてつづき by Graffer - グラファーを選択
※検索サイトにより、表示方法は異なります。



金沢市公式ホームページ
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/gyomuannai> :

金沢市電子申請サービス
金沢市電子申請サービスは、これまで紙面により提出いただいた申請届出等による手続きを、パソコンやスマートフォンから電子的に行えるサービスです。

くらしのてつづき
<https://ltzk.graffer.jp/city-kanazawa> :

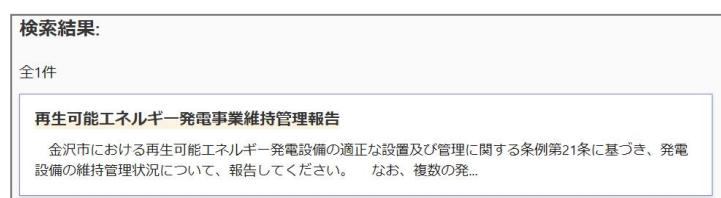
金沢市電子申請 - くらしのてつづき by Graffer - グラファー
2024/10/01 — 新サービスにログインするには新規アカウント登録が必要となります。また、旧サービスの申請履歴等を確認したい場合は、確認したい申請等を所管する課所 ...

- ③ 金沢市電子申請サービスのトップページより

-キーワードで手続きを探す-で
「再生可能エネルギー」を検索



- ④ 再生可能エネルギー発電事業維持管理報告を選択し、
申請リンクより、案内に従って順に入力をお願いします。



検索結果:

全1件

再生可能エネルギー発電事業維持管理報告
金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第21条に基づき、発電設備の維持管理状況について、報告してください。 なお、複数の発...

※報告入力時に、「維持管理の結果を明らかにする書類」（書類のアップロード）
が必要です。あらかじめご用意ください

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例手引き
令和8年1月

[問い合わせ先]

金沢市環境局ゼロカーボンシティ推進課

〒 920-8577 金沢市柿木畠1－1 金沢市役所第二本庁舎

電話 076-220-2507 FAX 076-260-7193

e-mail zerocarbon@city.kanazawa.lg.jp

URL <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/zeroc/ondankataisaku/jigousyamukejouhou/23431.html>